

千葉県における 移行期医療支援体制整備に向けた取組

1

移行期医療支援体制の構築（経緯）

【国の動向】

H27～29	小児慢性特定疾病児童等移行期医療支援モデル事業を実施
H27.9	「難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針」（告示）
H27.10	「小児慢性特定疾病その他の疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方針」（告示）
H28.10	「難病の医療提供体制の在り方について」（報告書）
H29.4	「難病の医療提供体制の構築に係る手引き」（通知） ☆目指すべき方向性 3. 小慢特定疾病児童等の移行期医療にあたって、小児科と成人診療科が連携する体制
H29.10	「都道府県における小児慢性特定疾病の患者に対する移行期医療支援体制に係るガイド」（通知）
H30.3	「小児慢性特定疾病対策等総合支援事業実施要綱」を改定
H30.4～	移行期医療支援体制整備事業を開始 -- → 医療従事者向けガイド、移行期支援ツールの公表(予定)

【千葉県の動向】

H30.3	H30.3「千葉県移行期医療支援連絡協議会設置要綱」の策定
H30.5	H30.5 移行期医療支援連絡協議会委員の決定
H30.8	第1回 移行期医療支援連絡協議会
H30.12	移行期医療に関する実態調査
H31.2	第2回 移行期医療支援連絡協議会
H31.3	移行期医療支援センターの選定
H31.4	移行期医療支援センターを千葉大学医学部附属病院に設置

2

移行期医療支援連絡協議会

□ 委員構成

- 医師会（理事、小児科医、内科医）、小児診療科医師・看護師、
- 成人診療科医師、難病診療連携拠点病院、難病相談支援センター、
- 健康福祉センター、養護教諭、患者団体 等

□ 協議会における協議内容（第1回H30.8 第2回H31.2）

- 関係者の意見を集約
- 小児科を標榜する県内医療機関に向けた実態調査を実施
→移行期支援対象者数の把握、移行期医療に関する課題の整理
→移行期医療支援センターの選定、活動内容の参考とする。
- 千葉県における移行期医療支援体制
- 移行期医療支援センターの選定

3

移行期医療に関する実態調査の概要

□ 調査対象

県内の小児科を標榜する病院（103病院）のうち産婦人科主体（小児慢性指定医療機関でもない）の2病院を除く101病院

□ 調査項目

- 診療実績
- 移行期医療体制の現状
- 移行期医療に対する現状認識・取組・要望

□ 調査方法

- 調査票を対象医療機関へ送付し、返信用封筒を用いて回収

□ 回収率

- 送付数101件、有効回答数46件（回答率：45.5%）
- （再掲）小慢利用者数上位20病院の回答：18病院より回答あり
- （再掲）難病医療提供体制事業の拠点・分野別拠点・協力病院の回答：全11病院中11病院より回答あり

4

県の移行期医療支援に関する課題（調査結果）

- 支援の中心となる小児期医療機関の移行期医療に対する理解は十分とは言えない。
- 知的・発達障害を伴う患者への対応について検討が必要。
- 移行先のネットワークがないという医療機関は多いが、院内連携を中心に、円滑な移行が行えている疾患群もある。
（慢性呼吸器疾患等では診療所への移行事例もある。）
- 患者の自立支援に取り組んでいる医療機関は限られている。
- 成人期移行について、患者・家族に説明できるスタッフ（体制）が不足している。
- センターに求める役割は、成人期の対応可能医療機関の情報把握が1番多く、連絡・調整などコーディネーター機能が2番目に多かった。

5

目指すべき方向性と千葉県の取組方法

医療体制整備

対応可能な成人期医療機関の把握と患者の移行支援

- 情報集約や医療機関間の調整の基幹となる移行期医療支援センター・コーディネーターを設置
- 難病医療提供体制の活用・連携

医療従事者向けガイドの活用

- 移行期医療支援センターが中心となり、医師やその他医療職者向けの研修会を開催

妊娠・出産への対応や知的・発達障害を伴う患者への対応等

- 難病医療提供体制を活用・連携し、協力病院・拠点病院等成人期医療機関の受診を通じ、関係科と調整

6

目指すべき方向性と千葉県の取組方法

患者自律（自立）支援

患者の自律（自立）を促進する患者、家族に対する支援体制

- ・移行期医療支援センターにおける協議会の開催
- ・健康福祉センターにおける自立支援事業の充実
- ・慢性疾病児童等地域支援協議会の開催

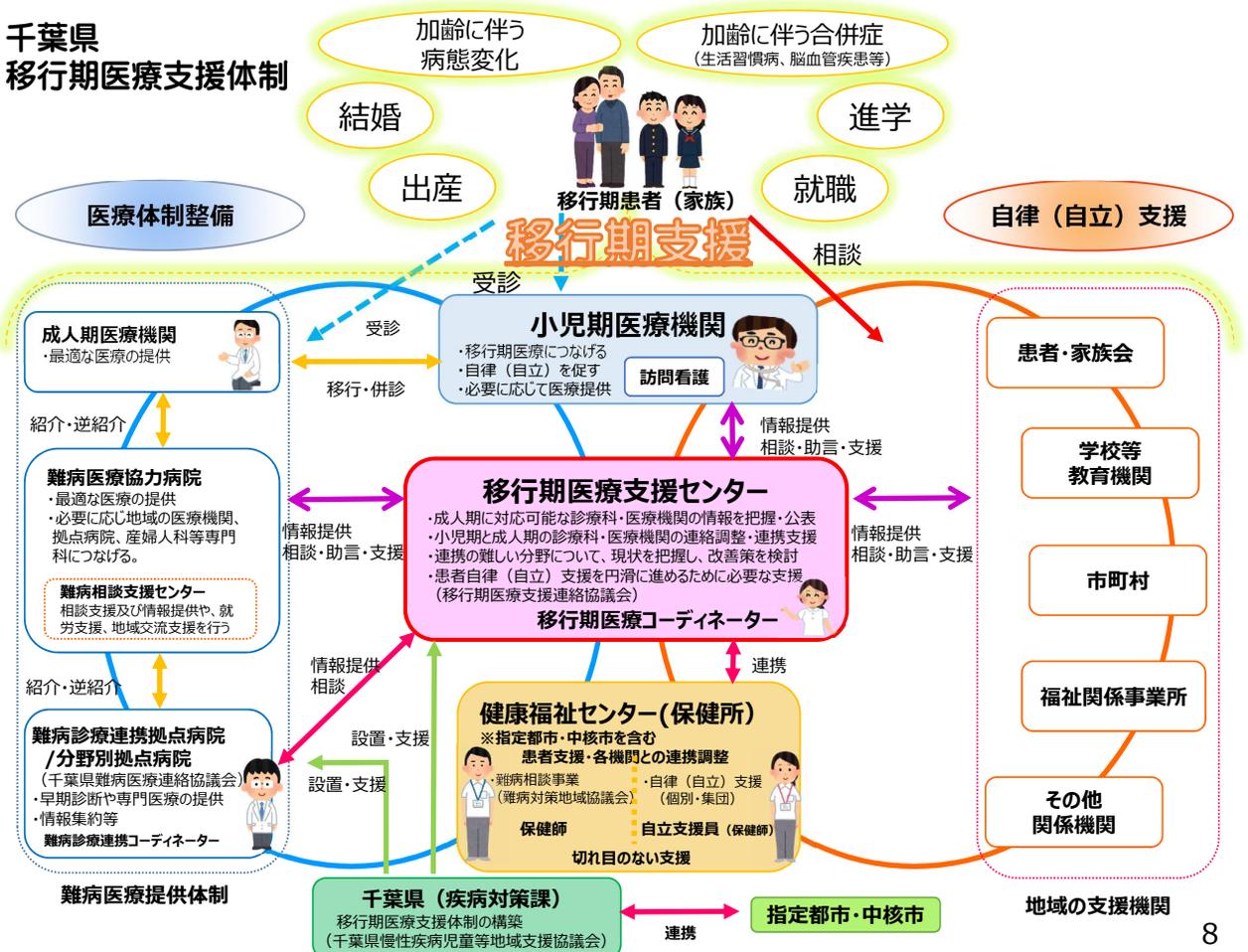
学業・就労と治療の両立等に関する相談支援を継続

- ・教育機関と連携した学業継続の支援。
- ・難病相談支援センターと連携し就労相談を実施
- ・健康福祉センターにおける自立支援事業の充実

患者、家族の理解を深めるための取組

- ・小児期医療機関における説明・指導
- ・小児期医療機関における説明・指導を円滑に実施できるよう、移行期医療支援センターで研修や支援
- ・健康福祉センターにおける自立支援事業の充実

千葉県 移行期医療支援体制



移行期医療支援センターの選定要件

- 小児慢性特定疾病（16疾患群756疾病）の対応実績があり、診療ネットワークの中心的な役割を果たす病院
- 当事者及び関係医療機関、その他支援機関と十分な連携がとれる
- 当該機関内に移行期に関する体制があり、取組み実績があること
- 小児部門が運営の中心となると望ましい



平成31年4月1日
千葉大学医学部附属病院に設置



9

移行期医療支援センターの選定

機関名	移行期体制	疾患群毎の診断可否		疾患群毎の治療可否		小児期診療科患者数	移行期成人期患者数	小児慢性受給者数 千葉県台帳管理システム 3市含まず	関係科有無			その他
		◎	○	◎	○				産婦人科	精神科	その他成人科	
A	○	11	2	8	5	2008 未回答の疾患群有	604 未回答の疾患群有	828	△ 産科 標榜あり	○	×	小児専門医療機関
B	○	9	6	9	6	2060	378	228	○	○	○	難病診療連携拠点病院 総合難病相談支援センター
C	○	2	0	1	1	355	1050 ※	71	×	△ 標榜無し 精神科医との連携あり	○	成人先天性心疾患学会 総合修練施設資格有
D	2019.5~	2	12	0	6	455	106	5	○	×	○	
E	2020~	0	8	0	8	607	89	47	×	×	○	
F	2020.4~	記載なし				333	11	84	○	○	○	

※小児科医師が成人先天性心疾患の専門部門を立ち上げ対応している

10

移行期医療支援センターの役割

- 1 難病医療提供体制整備事業と連携しながら、移行期患者に対応可能な医療機関や自律（自立）支援に関する取組の情報を把握し、必要に応じて小児期医療機関、その他支援機関、患者・家族等からの相談に応じ情報提供を行う。
- 2 対応困難事例に関しては、移行期患者の受け入れに関する調整支援や必要に応じてカンファレンスを開催する。
- 3 国が作成する医療従事者向けガイド等を活用し、成人期・小児期医療者、支援者を対象に啓発や研修会を行う。
- 4 地域における関係者との連携体制を構築し、課題の共有を行いながら患者の自律（自立）支援の取組を促進する取組を行う。
- 5 移行期医療支援連絡協議会を開催し、体制整備に向けて必要な支援策を検討する。
- 6 その他、本事業の目的を達成するために必要な事業等を行う。